

SWAG GYM KYOTO (スワッグジムキョウト) 会員利用規約

名称及び所在地

「SWAG GYM KYOTO (スワッグジムキョウト)」の名称 所在地は本文末尾に明記します。
(以下「甲」といいます)

運 営

甲の運営 管理 (メンバー資格の得喪変更、会費 諸費用の収受、会員規約の制定 改廃等の決定 手続きを含む) は甲が行います。

目 的

甲は、入会されたメンバーが、甲の施設を利用して心身の健康の維持 増進を図ることを目的とします。

入会資格

- 1、甲に入会できる方は、別に定める各メンバー種類の各要件を満たし、甲の趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。(以下「メンバー」といいます)
- 2、暴力団構成員、メンバーの円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他甲が不相当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

メンバーの種類

甲のメンバー種類及び各要件は別に定める通りです。

入会手続

- 1、甲に入会する方は所定の入会手続きを行い、甲の承認を得た上、定める会費 入会諸費用をお支払いいただきます。
また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。
- 2、入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約に定める危険負担と甲の免責につき同意するものとします。

入会金

メンバーは、甲の定める入会金を、所定の方法で甲に支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

資格停止及び除名

甲は、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

- 一. 甲の定める会費 諸費用につき、3 ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の会費 諸費用は全て納入し いただきます。）
- 二. 甲の施設を故意に毀損したとき。
- 三. 本規約、その他甲が定める規則に違反したとき。
- 四. 甲の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 五. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 六. メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 七. 伝染病等他人に伝染 感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 八. 甲の合理的な指示 指導に従わないとき。
- 九. その他甲が、社会通念に照らし、甲会員としてふさわしくないと認めたとき。

会員資格の喪失

会員は、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。

また会員は、そのメンバー資格を他に譲渡すること（相続を含みます）はできません。

会費等の支払

メンバーは、甲の定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は甲が定めるものとします。

（月会費は、メンバーが甲のメンバー資格を有する限り、現実に甲の施設を利用しない場合も支払い義務が発生します）

施設利用料

メンバーは、甲を利用する場合、別途施設利用料を定める施設については、その定められた施設利用料を支払わなければなりません。

休 会

1、メンバーは、各月の 10 日（10 日が休館日の場合翌営業日）までに甲に所定の休会届を提出することにより、翌月か ら休会することができます。甲の事務手続き上、10 日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。

2、一回の届出による休会期間は 1 ヶ月から 6 ヶ月間までとし、休会費は甲の定める金額とします。休会最終月の 10 日 までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。（最長、1 回につき連続 1 年間まで）

退 会

メンバーは、各月の 10 日（10 日が休館日の場合翌営業日）までに甲に所定の退会届を提出することにより、その月末 限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10 日を過ぎた場合は、甲の事務手続き上、 翌月末日扱いになります。なお、甲が退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

休業

甲は、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他甲の都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

施設の廃止・利用制限等

1、甲は、次の事由により甲の一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

- 一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で「」の業務遂行に支障があるとき。
- 二 施設の改造または補修工事実施のとき。
- 三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- 四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- 五 その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

2、甲は、施設を利用して一般を対象としたスポーツスクール等を、あらかじめ館内掲示することにより開催することができます。なお、メンバーはこれらのスクールで使用する間の当該施設は原則として利用できないものとします。この場合、メンバーに対する補償はいたしません。

3、各種大会及び特別行事を開催する場合、施設の一部または全部の利用が制限されます。その場合は、前項の一般向けスクールの開催の規定を準用します。

メンバーの利用及び事故

1、メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、甲の施設を利用するものとします。

2、乙は、メンバーが甲の施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、甲の責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。

メンバー同士の甲内外でのトラブルについても同様とします。

3、メンバーは、甲において、技量を越えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、甲の事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

変更事項

メンバーは、住所または連絡先等、入会申込書記入事項に変更があった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

諸費用の改定

甲は、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢 経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、甲は改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

細 則

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は甲が定めるものとします。

改 定

本規約の改定及び変更は甲により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、甲のが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

附 則 本規約は甲より施行します。

名称及び所在地

名 称：SWAG GYM KYOTO（スワッグジムキョウト）

所在地：〒601-8103 京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町19番地2階